

香川県立ミュージアム資料画像等利用規約

1 申請方法

当館が収蔵あるいは保管する資料画像等の利用にあたっては、本規約内容に同意した上で「資料画像等利用許可申請書（第4号様式）」に必要事項を記入して提出してください。

利用の詳細内容を確認させていただく場合があります。

申請書受付から画像提供まで3週間程度かかる場合がありますので、時間に余裕を持って申請してください。

2 利用許可の範囲

公序良俗に反する用途、当館や原資料及び資料画像等の品位を傷つけたり、イメージを損なうおそれがある用途、当館の事業運営に支障を生ずると思われる場合、利用の許可はできません。

画像の利用許可は、申請書に記載された事項に限定されます。

インターネット上での更新、印刷物の再版・再発行、番組の再放送等の場合は、再度申請が必要となります。インターネット上での利用は、最長1年間までの許可とし、その期間を超えて使用する場合には再度申請が必要です。

3 画像の部分利用およびトリミング

資料のイメージを損なう利用はできません。また、画像を加工する等のデザイン素材的な利用、文字のせ加工はできません。

画像の部分やトリミング利用、文字のせ加工を希望する場合は、必ず事前にお知らせください。

4 使用料

使用料は画像1点につき1回あたり5,230円（令和元年10月1日より料金を改定）です。利用目的によって、使用料が免除される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

使用料は前納です。料金納付後に画像データを提供しますので、時間に余裕を持って申請してください。納付された使用料は、使用を中止された場合でも払い戻しはできません。

新規撮影が必要な場合にかかる経費等は申請者の負担となります。また、この場合、撮影成果品は当館へ納付していただきます。

5 権利処理

画像利用にあたっては著作権法等関連法規を遵守してください。

当館の寄託・保管資料および当館所蔵外資料、著作権保護期間中の資料あるいは画像については、権利者からの利用承諾を受ける必要があります。申込の際には、所有者もしくは著作権者の承諾書の写しを添付してください。

6 必要な表記

画像利用の際には、作者名、資料名、所蔵者名ほか、所定のクレジットを明示する必要があります。

7 貸出と利用後の返却及び破棄

画像は原則としてデジタルデータを提供します。データはメールでの送付（5MB程度まで）、またはCD等の媒体で提供します。CD等の媒体で貸し出しする場合、貸出費用は当館が負担し、返却にかかる費用は申請者にてご負担いただきます。利用後速やかに、貸し出したCD等は返却し、画像データは消去または破棄をしてください（利用の過程で発生した中間生成物等を含む）。

当館の刊行物等から図版・画像を転載することもできます。この場合も利用手続きは必要です。

8 成果品の提出

画像を掲載利用した場合、印刷物であれば制作発行物、映像作品であればDVDへ焼付ける等、利用実態が確認できる成果品を1部ご提出ください。

9 目的外利用の禁止

利用目的等の範囲を超えて利用した場合、また本規約に違反する事実が認められた場合は、利用許可を取り消し、利用を差し止めます。これにより生じた利用者の損害について、当館はその責を負いません。

10 貸出媒体の損傷・紛失についての罰則

貸し出したCDなどのデジタル媒体やフィルム等を損傷したり、紛失した場合、それによって生じた損害を賠償していただきます。また、同一申請者からの今後の申請は受付ないことがあります。

11 資料の貸出に伴う画像利用

収蔵資料等の展示貸出にかかる画像利用については、別途ご相談ください。